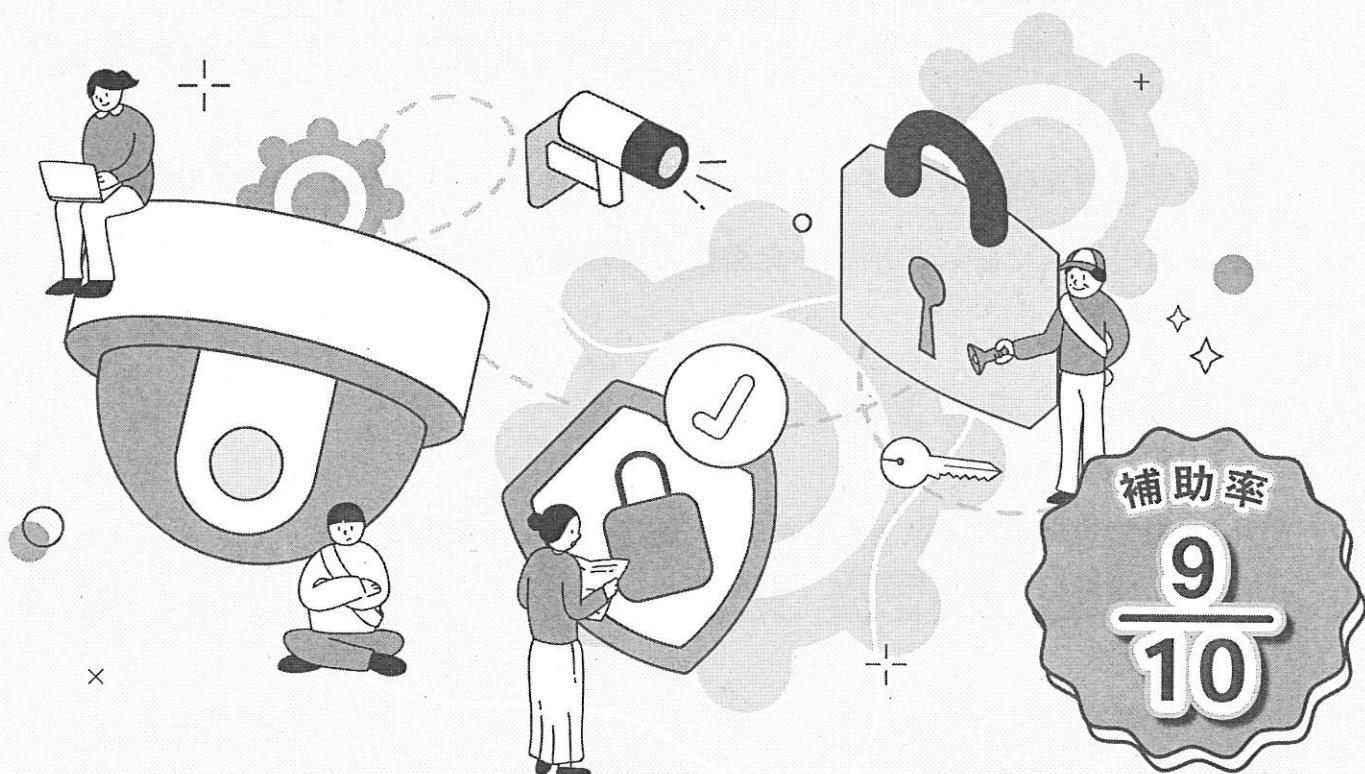


- 令和7年度 -

地域の防犯力向上

緊急補助金で

まちの安全、高めませんか？



自治会町内会・地区連合町内会

申請期間 ※1

令和7年 **4月1日 [火]** — **10月31日 [金]**

※1 申請は1団体につき1回です。

※2 補助対象事業合算での上限額（千円未満切り捨て）



横浜市 地域の防犯力向上緊急補助金 ウェブページ

検索

地域の防犯力向上緊急補助金



申請手続やよくある質問等は
こちらをご覧ください。



POINT
01

補助制度の概要

対象団体

自治会町内会・地区連合町内会

補助要件

- ① 自治会町内会・地区連合町内会が地域の防犯力向上に向け実施する、
公益的な取組であるもの。
- ② 本事業の利用に際し、地域の防犯力向上を目的として、地域の防犯力を高める
取組について検討し、意思決定を行った上で実施するもの。
- ③ 令和7年4月1日から同年10月31日までの日付で発行された
領収書(団体名、品名の内訳、金額の内訳が明記されているもの)の写しの
添付のあるもの。
- ④ 交付申請兼実績報告書を令和7年10月31日までに提出可能なもの。
- ⑤ 事業の実施に必要な手続や実施後の管理等を、団体の責任において
適切に行えるもの。

補助率 / 補助上限額

10分の9 / 20万円

※ 補助対象事業(取組)合算での上限額(千円未満切り捨て)

※ 1団体につき、申請は1回です。

POINT
02

ウェブページのご案内

申請の手引・よくある質問・申請書等 の詳細情報は、

横浜市ウェブページでご案内しています。

WEBページは
こちら

地域の防犯力向上緊急補助金

参考URL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bohan/hojokin/>



POINT
03

申請手続の流れ

ステップ1

やることを決める

団体内で話し合っていただき、取組を決めます。

みんなで考えよう!

たとえばこんな取組

防犯パトロールの実施



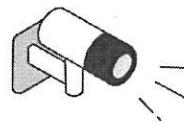
- › 青色回転灯等装備車(青パト)にかかる費用
- › 地域防犯パトロール活動に必要な物品(防犯ベスト、誘導灯等)の購入

防犯啓発グッズの作成・購入



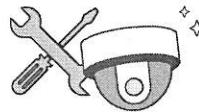
- › 防犯啓発用のぼり旗の購入や掲示板の設置
- › 各戸の玄関や外壁に貼る防犯・見守リストッカーの購入
- › 防犯啓発チラシの作成

センサーライト等の灯りの整備



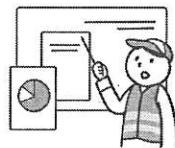
- › 地域の暗がりを解消するためのセンサーライト等の灯りの整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備(交換)する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費※

その他防犯設備機器の整備



- › 防犯カメラ等の防犯設備機器の整備
- › 整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備(交換)する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費※

防犯講座の開催



- › 地域住民を対象とする防犯講座、研修会、相談会への講師費用
- › 講座用チラシ、講習内容のレジュメ作成・印刷に要する費用
- › 講座当日に配布する冊子やサンプル物品の購入

その他



- › 見守りの必要な方に貸与するために、迷惑電話防止装置を購入
- › 見通しが悪く防犯上死角になる場所の樹木の剪定

※ 自治会町内会管理である旨 明示しましょう

ステップ2

取組を行う、支払う

支払う際は、必ず 領収書 をお手配ください。

取組・申請期間

令和7年
4月1日 > 10月31日

火曜日

金曜日

ステップ3

申請する

「交付申請兼実績報告書(第1号様式)」を提出します。

ステップ4

請求する

交付決定兼額確定の通知が届いたら補助金請求書を1か月を目途に提出します。最終提出期限は令和7年12月26日(金曜日)です。

POINT
04

補助対象外について

▶ 補助対象外の事業(取組)

- × 地域の防犯力向上に繋がらず、特定の個人のみの防犯対策に留まるもの
- × 地域活動推進費補助金、地域防犯カメラ設置補助金、地域防犯灯維持管理費補助金、自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金、その他国や自治体等の補助金・交付金・助成金等を既に受けたもの又は受けようとするもの
- × 第三者に寄附（LED防犯灯寄附要綱に基づくLED防犯灯の寄附を含む。）、譲渡、売り払い等をすることを目的として実施するもの
- × 補助対象経費以外の経費と混同して計算されており、補助対象経費との区別ができないもの

▶ 補助対象外の経費

⚠️ 補助対象の事業であっても下記の経費については対象外とします ⚠️

- × 各種保証・保険料、振込手数料
- × 既存防犯設備等の撤去のみを実施する経費
- × サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料
- × ポイントサービスを利用することにより値引きされた額及び当該購入により付与されたポイントサービス相当額
- × 使用することを想定せず、予備的又は将来に備えるための費用
- × 飲食等に要する費用
- × 政治的活動又は宗教的活動に資する費用
- × 交際費、慶弔費、祝金、見舞金、裁判費用、金券類、宿泊費
- × 本補助金の申請手続に必要な費用（切手代、コピーダイ等）



お問合せ・申請先

開設期間 > 令和7年4月1日 から 令和8年2月27日 まで

防犯緊急補助金 受付センター

(市委託事業者)

045-550-5125

受付時間 > 9:00-17:00 (土日祝を除く)

bouhan2025

@imagination.co.jp



〒231-8691

横浜港郵便局 私書箱第147号 横浜市防犯緊急補助金 宛

メール 又は 郵送 でご申請ください

年 月 日

横浜市長

ふりがな
自治会町内会名： (区)

ふりがな
代表者氏名：

横浜市地域の防犯力向上緊急補助金交付申請兼実績報告書

横浜市地域の防犯力向上緊急補助金の交付を受けたいので、横浜市地域の防犯力向上緊急補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、領収書（写）を添えて次のとおり申請します。

なお、補助金の交付を受けるに当たっては、同要綱及び横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則139号）を遵守します。

1 事業（取組）の内容 ※該当する内容を全てチェック（✓）してください。

- 防犯パトロールの実施
- 防犯啓発グッズの作成・購入
- センサーライト等の灯りの整備（団体管理である旨を明示）
- その他防犯設備機器の整備（団体管理である旨を明示）
- 防犯講座の開催
- その他 []

2 交付申請額 円 (総費用 円)

(総費用の9/10、千円未満切り捨て、上限20万円)

3 申請要件等の確認

次の内容に間違いありません。（間違いがなければ、各項目にチェック（✓）をしてください。）

- 実施した内容は、地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組です。
- 本緊急補助金の利用に際して、地域の防犯力向上を目的として、地域の防犯力を高める取組について検討し、意思決定を行い、実施しました。
- 今回申請するものについて、地域活動推進費補助金、地域防犯カメラ設置補助金その他の補助金等の交付を受けていません（予定を含む）。また、寄附、譲渡、売り払い等を目的として実施するものではありません。
- 取組に当たって必要な手続は、申請団体の責任で行いました。

※この書類及び領収書（写）は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供するものとします。

※市役所記入欄
・町内会整理番号

代表者住所：

郵便番号：

連絡者住所：

ふりがな
連絡者氏名：

連絡者電話番号： — —

連絡者メールアドレス：

